

適切に行われていないとの印象を与えるものであり、原告は、廃棄物処理業者として、本件処分場の設置許可を得て廃棄物を適切に処理すべき立場にあるから、本件表現1-1は、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

また、本件表現1-2も、これを読む一般の読者に対して、本件処分場と現に漏えいの可能性が指摘されるイーステージ処分場とは類似性が高く、本件処分場にも何らかの問題があり、近い将来において本件処分場から保有水の漏えいする可能性が高いとの印象を与えるものであるから、原告の名誉を毀損すると認められる。

ウ 本件文書2について

(ア) 本件文書2は、本件連絡会と長野県の質疑応答を要約して記載したものであることは前提事実等(2)記載のとおりである。

本件表現2-1、本件表現2-2及び本件表現2-3は、「4. 焼却灰の飛散について」との表題の下に、「加湿して搬入するので飛散はないという話だった。」との冒頭部分に続き、「中間処理をして、セメントと混練りしているにも関わらず飛散している。これはどう理解すればよいか?」、「放射性物質の問題以前にダイオキシン問題の時、飛散してはいけないと言うことではなかったか?」と煤じんの舞い上がりについての記載があり(本件表現2-1)、これに対する長野県の煤じんの舞い上りを否定する回答が記載された後、再反論の形式として本件表現2-2(「現在処分場の底が上がってきており、煙のようなものが外からも確認できるんです。あれは湯気ではありません。」)が記載されている。また、長野県からの放射性物質の検査方法や検査結果の回答、見解が示された後、検査データを含む本件表現2-3(「なぜそうなるのかわかりませんがフジコーポレーションに近い区が、市の測定で高くなっています。」)に続いて、長野県の「今回の検査で不検出と

言うことですが、この先粉じん等の監視の中で、また、飛散などが疑われる状況等がありましたら、検討したいと思います。」との回答で結ばれている。

また、本件表現2-4は、「7. かさ上げについて」との表題に続き、「現在は別会社であるが、E-ステージの2つの処分場もフジコーポレーション現会長が作ったものであり、同じ方式で埋め立てており数年後には漏えいの可能性が極めて高いと思われる。」と記載され、続いて参加者の「漏れ出したとき、県は必ず今のE-ステージに対する対応と同じ対応をする。周辺住民として認められるわけがない。」との発言、長野県の「E-ステージの処分場はフジコーポレーションの現会長が作ったものではありませんが、埋め立て方式はまったく同じという事ではありません。受け入れ廃棄物の品目も異なっております。特に現在フジコーポで行っています、重機による圧密成形型はE-ステージでは行われておりません。」、「現時点、フジコーポレーションがこう言う（E-ステージのような、漏えいが疑われる）問題があるとは考えておりません。放射性物質については漏れていない。他のものについては、環境基準、排出基準をクリアーされています。」という回答が記載されている。

(イ) 以上を踏まえてこれを読んだ一般読者の普通の注意と読み方を基準として考えると、参加者の発言という形式ではあるものの、本件表現2-1は本件処分場内において煤じんが舞い上がっている事実を摘示するとともに、その原因は持ち込まれる廃棄物の処理が不十分であるとの意見の表明をするものであり、本件表現2-2は本件処分場から煤じんが舞い上がっている事実を摘示すると認められるが、事実Eないし事実Gを摘示するものとは認められない。

次に、本件表現2-3は、単に、本件処分場近隣の放射線量が高い事実を摘示するに止まるものと認められ、事実Hまでを摘示するものとは

認められない。

そして、本件表現 2-4 は、漏えいが疑われるイーステージ処分場の設置には原告の会長が関わっている事実及びイーステージ処分場と本件処分場の処分方式が同一であるとの事実関係からは、数年後には本件処分場からも汚染水の漏えいが起こる可能性があるとの意見を表明するものと認められ、事実 I、事実 J を摘示するものとは認められない。

(ウ) そこで、本件文書 2（本件表現 2-1～2-4）が原告の名誉を棄損するか否か検討する。

本件表現 2-1 及び同 2-2 の煤じんが舞い上がっている旨の事実摘示、廃棄物の処理が不十分であるとの意見表明、本件表現 2-4 の漏えいが疑われるイーステージ処分場と本件処分場の処分方式が同一であって数年後には汚染水の漏えいが起こる可能性があるとの意見表明は、これを読む一般読者に対して、本件処分場の管理態勢に問題があるとの印象を与えるものであり、原告の名誉を毀損する。一方、本件表現 2-3 は近隣地域の放射線量の結果それ自体を摘示するに過ぎず、これによって、本件処分場の管理態勢が不十分であるといった原告の社会的評価を低下させることを印象づけるものではなく、原告の名誉を毀損するとは認められない。

(3) 名誉毀損行為の免責事由の存否

ア 前記のとおり、本件文書 1（本件表現 1-1 及び 1-2）、本件文書 2（本件表現 2-1、2-2 及び 2-4）は原告の名誉を毀損する。

名誉毀損の不法行為については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは違法性が否定され、仮に真実性の証明がされなくても、その行為者において当該事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには故意又は過失が否定され、また、ある事実を基礎としての

意見論評の表明による名誉毀損にあつては、意見論評の前提としている事実が重要な部分において真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなどの意見ないし論評の域を逸脱したものでない限り違法性を欠き、前提事実の真実性が証明されない場合でも、行為者において前提事実を真実と信ずるにつき相当の理由があれば、故意又は責任を欠き、不法行為は成立しないと解するのが相当である（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁，平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

イ 公共利害，公益目的

本件処分場は，長野県の許可により設置されており，保有水や持ち込まれる廃棄物には放射性物質その他人体等に有害な化学物質が含まれており，煤じんの舞い上がりがあつたり保有水が本件処分場外に流失することになれば，周辺住民の健康等に悪影響を与えることにもなりかねないから，本件各文書の表現はいずれも公共の利害に関する事実に係り，専ら公益を図る目的になされたと認めることができる。

ウ 真実性又は真実相当性（いわゆる公正な論評の法理に係る前提事実の真実性・真実相当性）

(ア) 本件表現1-1について

本件処分場内での煤じんの舞い上がりにつき，被告は，ライブカメラの映像や本件連絡会会員等の目撃証言から真実である旨主張し，掲記の証拠によれば，被告が確認したライブカメラの映像が撮影された時期は夏期である平成24年7月から同年8月までの間であること（乙19），原告が公開するその他の映像によっても白色様のものの立ち上がりが確認できること（乙46，53），本件処分場に持ち込まれる廃棄物の薬品処理はこれを持ち込む自治体により必ずしも統一されていないこと（乙51），本件処分場に持ち込まれる際には湿度

が保たれていない廃棄物があり、本件処分場内での作業中、作業員がマスク着用していること（乙46）、原告の会長も「し尿や汚泥の焼却灰は飛散しやすい。」とのコメントを出していること（乙3）が認められる。

しかしながら、本件処分場に持ち込まれる廃棄物は薬剤処理をした結果化学反応を起こし、それによってもって湯気が発生する場合もあり（甲3、原告代表者）、原告が指摘する映像、目撃証言及び上記各事実のみでは、本件処分場から煤じんが舞い上がっているとの事実を認めるに足りない。

進んで、真実相当性につき検討するに、被告は、複数の情報を得た後、自らも原告のライブカメラから白色様のものの立ち上りを確認し、これが撮影された時期は夏期であって、その高さも、本件写真1に写っている人物との比較からすると少なくとも3メートル程度の高さに達していることに加え、前記認定の原告会長のコメントやマスクをして作業をする者もいることなどを根拠に、煤じんの舞い上がりが真実であると認識したと認められるのであり、以上からすると、被告が煤じんの舞い上がりが真実であると信ずるにつき相当の理由があったと認められる。

(イ) 本件表現1-2について

イーステージ処分場の検査結果やこれに対する長野県担当者の意見等は認定事実(4)記載のとおりであり、このような検査結果自体は真実であると認められ、これを前提としてイーステージ処分場から保有水が漏れている可能性をいう旨の意見は意見論評の域を逸脱するものではないし、このようなデータからは、保有水漏洩の可能性があると自体は真実であると認められる。

また、イーステージ処分場と本件処分場の概要は前提事実等(1)ウ及

び認定事実(7)記載のとおりであり、これらの事実からすると、原告の会長（訴外山口）がイーステージ処分場設置の責任者であった事実及び埋立方式がいずれもセメント固化を採用しているとの事実は重要な部分において真実であると認められるのであり、以上を前提にした本件処分場の将来に危ぐを表明する意見も意見論評の域を逸脱するものではない。

(ウ) 本件表現 2-1 及び同 2-2 について

前記(ア)で説示したとおり、本件処分場内において煤じんが舞い上がっている事実については、被告においてこれを真実と信ずるに相当の理由があると認められる。そして、その原因として持ち込まれる廃棄物の処理が不十分であるとの意見も意見論評の域を逸脱していないと認められる。

(エ) 本件表現 2-4 について

上記(イ)で検討したとおり、イーステージ処分場の設置には原告の会長である訴外山口が関わっている事実及びイーステージ処分場と本件処分場の埋立方式が同一である事実は重要な部分において真実と認められ、廃棄物処分場が将来的に完全に安全とは言えないことは原告代表者も自認するところであって、以上からすると、本件表現 2-4 は数年後という近い将来をいう表現ではあるものの、意見論評の域を逸脱するものではないと認められる。

(オ) このように、上記各表現はいずれも、被告が真実であると信ずるにつき相当の理由があるか、重要な部分において真実又は真実であると信ずるにつき相当であると認められる事実を前提としての意見論評であると認められるから、本件各文書により原告の名誉を棄損するものの、被告は免責される。

3 争点 2（本件請願による不法行為の成否）について

(1) 本件連絡会名義で本件請願が行われたこと、その後、小諸市が、長野県に対して、廃棄物処分場のかさ上げ許可に対して慎重姿勢で対応を求める旨の意見書を採択したことは前提事実等(3)のとおりである。

(2) 本件請願は、本件連絡会が、認定事実(4)のと通りのイーステージ処分場の検査結果や少なくとも同処分場と本件処分場における廃棄物処理の方法が廃棄物のセメント固化という点において同一であるとの事実を踏まえて、本件処分場の遮水シートの破断の可能性等など安全性を危ぐし、運び込まれる危険物である廃棄物の処分量の増大につながるかさ上げについて、地元自治体に本件請願を行っているにすぎないのであり、しかも、このような請願が行われたからといって、これを採択するか否かは市議会の自由裁量に属する事柄（地方自治法124条，同法125条）であるから、本件請願が原告の権利を侵害するとは認められない。したがって、本件連絡会の代表者である被告が本件請願行為に係る責任主体になり得るか否かを検討するまでもなく、本件請願が不法行為であるとの原告の主張は採用できない。

4 まとめ

以上のとおり、本件各文書による原告に対する名誉毀損の不法行為を認めることはできず、また、本件請願も原告に対する不法行為となるものではない。したがって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所上田支部

裁判長裁判官 永 井 秀 明



裁判官 青 木 裕 史

裁判官 安 岡 美 香 子

2012年9月6日 木曜日

放射能を考える佐久地区連絡会 勉強会8月26日

大変遅くなりましたが前回の一般の方向けの勉強会の様子をさらっとお伝えしたいと思います。

平成24年8月26日

放射能を考える佐久地区連絡会 勉強会

小諸市の民間処分場における放射性焼却灰の埋め立ての現状

井上

I、放射能問題を考えるための指針

II、ナチュラルステップ

III、PHと電気伝導率

長岡

IV、なぜ放射性物質は危険か

V、フジコーポレーション処分場での埋め立ての経緯

VI、E-ステージの処分場

VII、これからの課題

VIII、質問等、意見交換

井上さんは会員の方、チェルノブイリ事故以来計測など放射能問題にかかわっておられる方、長岡は会の代表です。

前回の県の防災研修会同様、いまだ、放射能の拡散を問題と

とらえていらっしゃる方が来てくれました。

不慣れでお聞き苦しいところもあったと思いますが、

無事何とか終えることができました。

参加人数30名

質疑応答では厳しい意見も。

放射線は世の中のためになっている部分も多くあり

一律にそこからの脱却と言う表現はどうなのか。

もっと広報活動を活発に行い、市民を巻き込み運動を

広げるべき。

小諸市民のみなさん、あまりこの問題に興味が無いようですが

どう考えていらっしゃいますか。

続く。

そしてこれからの課題です。

I、小諸市の説明会開催について

現在の小諸市の2500Bq基準についての見解

<!--[if supportLists]-->1、<!--[endif]-->1kgあたり8000Bqの焼却灰は法律で管理型処分場に埋め立て処分できることとされている。

<!--[if supportLists]-->2、<!--[endif]-->地元の関係する11区6団体からなる環境保全協議会で、埋め立て合意されている。

<!--[if supportLists]-->3、<!--[endif]-->今までの空間線量の値、放流水、地下水の検査結果に異常がない。

なぜ2500Bqに引き上げられたかの説明はありません。

説明会がいつ開かれるかは未定、現在県と調整中。いつまで？

一刻も早く開いてもらいたい。

E-ステージの2つの処分場を見ても埋め立ては安全とは考えられない。

II、焼却灰の舞い上がり

フジコーポレーション処分場で焼却灰の埋め立て時、舞い上がりが確認されている。

放射性物質を含まなくても、ばいじん、(飛灰)はきわめて危険な物質。

県も調査を約束。

危険な飛灰に関しては湿らせて搬入しているので舞い上がることはけてありません。

私もその言葉を信じていました。

しかし住民の方からの言葉、「外からでもひどいときは見える。」と

それは埋め立てが進んだこともあり、以前であれば見えなかったものが

確認できるようになったと言う事。

それと、この写真は場内のライブカメラの映像。

運び込み、場内で中間処理をしてセメントと混ぜて埋め立てるところに押し開ける写真です。その時にはより一層水分も含んでいるので舞い上がるなどあるはずもないと思っていたが、驚きました。そしてそれはしっかりと固化するのだろうか？



場内埋め立て作業



場内の舞い上がり

参考

次のような作業手順で灰の処理が行われるため灰の飛散は避けられません。

<http://www011.upp.so-net.ne.jp/tamaaji/mechanism/02.html>

採取容器内の水の電気伝導率と降下ばいじんの鉛との間には良好な正の相関が認められた。

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/gakkai/knnishi1504.pdf>

Ⅲ、6月県知事への要望書のなかでのかさ上げの問題。
放射性物質が、入っていてもいなくても、安全に埋め立てることを監視していく。
環境省の見解
環境省としては8000Bq基準が安全であるとの見解なので、環境影響評価についてはやり直しを指示する方向はない。

しかし壁を立ち上げ100年以上安全に管理できるか？
誰がするのか、もし問題が発生したとき誰が責任を取るのか？
基本的には長野県と小諸市が責任を取ることになると思う。
県は6月の県議会で、問題が発生したときには国が責任を取ると思う。